

令和元年度第8回佐倉市農業委員会総会会議録

- 1 期日 令和元年11月8日(金)午後 2時30分開会
- 2 場所 佐倉市役所1号館6階第2会議室
- 3 出席委員(14名)

3番 鈴木孝徳	4番 石渡文久
5番 三須健行	7番 長澤正昭
8番 山崎宏	9番 羽根井直子
10番 石田和久	11番 椎名稔男
12番 兼坂仁	13番 木内正夫
14番 眞野文雄	15番 三門増雄(議長)

書面表決委員(2名)

- |        |        |
|--------|--------|
| 1番 清宮正 | 2番 渡貫茂 |
|--------|--------|

- 4 欠席委員(0名)

- 5 議事日程

- 第1 会期の決定

- 第2 会議録署名人の選任

- 第3 議案審議

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

- 議案第3号 令和元年度第8次農用地利用集積計画の決定  
について

- 議案第4号 農用地利用配分計画(案)に対する意見について

- 議案第5号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況  
確認書の提出について

- 6 農業委員会事務局職員

事務局長 湯 浅 明 弘

主査 飯 田 啓 市

主査 相 川 正 巳

---

◎開 会

午後 2時30分開議

◎諸般の報告

○事務局長

本日は、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

定刻でございますので、ただ今より、令和元年度第8回農業委員会総会を開催させていただきます。

総会に先立ちまして、一点図面の差し替えをお願いしたいのですが、ホッチキス止めの2枚綴りの、2枚目になります。この部分を、本日、机の上に置かせていただいた、図面と差し替えをお願いいたします。

続きまして、諸般の報告をさせていただきます。次回の総会でございますが、12月9日（月）に開催を予定しております。

以上でございます。

◎開会の宣言

○議長 委員の皆様方には、大変お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、先月、25日の印旛郡市の合同研修の方、大変な雨の中、ご出席いただき、ありがとうございました。あその後、佐倉市の方でも、場所によっては、大変な被害となっており、死亡者も出るような、災害となってしまいました。毎年、このような災害が起きるのかと、大変心配になってまいりましたけど、これから、平穩で過ごせたら良いなと思います。

それでは本日も、慎重な審議の程お願いします。

会議を始めます。

只今の出席委員は14名で、佐倉市農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数以上に達しております。

よって、令和元年度第8回総会は成立いたしましたので、直ちに会議を開きます。

◎会期の決定

○議長 日程第1、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

———（異議なしの声あり）———

○議長 異議は、ないものと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

### ◎会議録署名人の選任

○議長 日程第2、会議録署名人の選任についてを議題といたします。お諮りいたします。会議録署名人の選任につきましては、議長から指名させて頂きたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

———（異議なしの声あり）———

○議長 異議は、ないものと認めます。

それでは、議長から指名いたします。

議席番号、10番「石田 和久委員」議席番号、11番「椎名 稔男委員」を、会議録署名人に指名いたします。

### ◎議案の上程

○議長 日程第3、議案を上程いたします。

本日の上程議案は、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号、令和元年度第8次農用地利用集積計画の決定について

議案第4号、農用地利用配分計画（案）に対する意見について

議案第5号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書の提出について

以上、5議案でございます。

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局長

### ◎議案第1号の説明

○事務局長 議案につきまして、ご説明申し上げます。

総会議案の1ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきましては、農地法第3条の規定による許可について審議を求めるものでございます。

表の第1項及び第2項につきましては、権利者は農業経営規模拡大のため、義務者は権利者からの要望のため、第1項は売買により、第2項は贈与により、所有権の移転をしようとするものでございます。

表の第3項につきましては、権利者は自作地に隣接し耕作に便利のため、義務者は権利者からの要望のため、売買により所有権の移転をしようとするものでございます。

その許可要件についてご説明します。



○議長 鈴木委員、よろしいでしょうか。

○鈴木委員 はい。

○議長 他に何か質問はございますか。よろしいでしょうか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。

———（申請人退席）———

○議長 申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。

第1項及び第2項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

○議長 よって、第1項及び第2項は、許可と決しました。

続きまして、第3項の実態調査について、眞野委員より報告をお願いいたします。

———（眞野委員報告）———

○眞野委員 議席番号14番眞野です。議案第1号第3項の調査報告をいたします。

権利者の■■■■さんは、申請地の隣接地を所有し、耕作をしております。

申請地は、近隣の住宅開発の残地として、残ってしまったそうです。

義務者が隣接の畑の耕作者の■■■さんに、購入して欲しい旨、打診したところ、購入する事となったそうです。

問題はないものと思われますので、よろしくご審議の程、お願いいたします。

○議長 ただいま、眞野委員より報告がありましたが、何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

第3項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。



———（長澤委員報告）———

○長澤委員 議席7番、調査委員長の長澤でございます。

事前調査会について報告いたします。

申請人、■■■■■■■■■■より、農地法第5条の規定による許可申請がありました事案について、第2班の各委員が調査会を実施いたしました。

調査会は11月6日、午前9時30分より申請人の出席を求め、現地調査・書類審査を行ないました。

本件は、転用に伴う賃借権の設定による駐車場用地への転用許可申請であります。

申請地は、■■■■■■の近くで、近隣には資材置場等が散在する小集団の農地である第2種農地にあたると思われま。

地先は『佐倉市■■■■■■■■番■外2筆』、全体の整備面積は、4,907㎡でございます。

計画では、従業員及び来客用の区画47台、また、社用車と事業用の大型重機を駐車するために、敷地内を砂利敷にし、土砂や雨水が周囲に流失しないように、敷地の周囲を、ブロック積3段にするものでございます。許可要件については、先程、事務局より説明がございましたが、調査書のとおり、許可基準でございます立地基準と、資力や信用、周辺農地への影響などの一般基準については適正でありました。

このことから、調査会としては許可相当と判断いたしました。

ただし、次の2点について条件といたしました。

1. 当該申請地までの進入路の環境整備については、申請者において、道路管理者および隣接者等と調整を図ること。
2. 進入路の隣接者及びその周辺住民に対し、事業の概要を事前に説明すること。

以上、審査いたしましたので、報告いたします。また、隣地の事業所で、油の流失が見られました。こちらにつきましては、事務局から、担当部署に報告した事を確認いたしました。以上でございます。

○議長 ただいま、長澤委員より報告がございましたが、何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

議案第2号第1項～第3項について、許可相当とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号第1項～第3項は、許可相当と決しました。



を議題といたします。また、議案第4号の農用地利用配分計画（案）に対する意見については関連する案件ですので、一括審議とさせていただきます。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局長。

———（事務局説明）———

#### ◎議案第3号、第4号の説明

○事務局長 議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案の3ページをお願いいたします。

議案第3号 令和元年度第8次農用地利用集積計画の決定につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画を決定するにあたり、佐倉市長より農用地利用集積計画（案）の提出がございましたので、審議を求めます。

利用権の種類といたしましては、賃貸借権の設定、2件、3筆、地積6,802㎡でございます。

詳細でございますが、議案の4ページ～5ページをお願いいたします。

申請番号1番は、農業経営規模拡大のため、申請番号2番は、農地中間管理事業活用のため、期間は、5年～10年間を設定しようとするものでございます。

いずれも利用権を設定する土地、設定内容の詳細など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

次の4号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案の6ページ～8ページをお願いいたします。

議案第4号 農用地利用配分計画（案）に対する意見につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見を求めるもので、農地中間管理機構から、■■■の1農業者が、■■の畑2筆、合計6,267㎡の農地を借りうけるものでございまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしているものと思われま。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第3号及び議案第4号について事務局より説明がありましたが、本件については、計画の作成者である佐倉市農政課を呼んであります。農政課職員を入场させて下さい。

———（農政課着席）———

○議長 農政課の職員は、ご苦労様です。

自己紹介をお願いいたします。

○農政課 青山 農政課の青山でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

それでは、審議を行います。

何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。石田委員

○石田委員 議席番号10番石田でございます。ちなみに、■■さんは、何の作物をつくるのですか。

○議長 農政課

○農政課 青山 ■■さんは、牧草を作る予定でございます。

○議長 石田委員、よろしいでしょうか。

○石田委員 はい。

○議長 他に何か、質問はございますか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、農政課の職員は退席して下さい。ご苦労様でした。

———（農政課退席）———

○議長 農政課の職員が退席しましたが、他に何かございますか。よろしいですか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

先に、議案第3号について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、原案のとおり決定と決しました。

続きまして、議案第4号について原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、原案のとおり承認と決しました。

続きまして、議案第5号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書の提出についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長。

———（事務局説明）———

#### ◎議案第5号の説明

議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案の9ページ～10ページをお願いいたします。

議案第5号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書の提出につきましては、相続税の納税猶予を受けている特例農地について、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により相続税の猶予分を免除するに当たり、税務署長より特例農地等の利用状況確認書の提出を求められましたので、審議をを求めるものでございます。

調査につきましては、各地区農業委員及び農地利用最適化推進委員のご協力の基、現地調査を実施いたしました。

調査内容に基づき、税務署長へ提出するものでございます。

今回、お二人の方が対象でございます。まず、9ページの申請番号1番、■■■■氏につきましては、1枚めくっていただきまして、10ページ、対象農地の①～②につきましては、保全管理がされておりました。③④については、遊休農地という状況になっておりました。

また、9ページに戻っていただきまして、申請番号2番、■■■■氏につきましては、また、10ページをお願いします。対象農地の内、①～③、⑥については、耕作がされておりましたが、⑦～⑩については、耕作はされていない状況でございましたので、現況どおりに、税務署に報告したいと考えてございます。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第5号について事務局より説明がありましたが、申請番号1番の実態調査について、木内委員より報告をお願いいたします。

———（木内委員報告）———

○木内委員 議席番号13番木内です。

議案第5号申請番号1番、■■■■さんの調査報告をいたします。

先日、農地利用最適化推進委員の田辺委員と現地調査を実施しました。

対象農地、4筆の畑の内、1番2番については、草刈がされ、保全管理がされておりましたが、3番4番については、耕作がされておりました。

以上報告いたします。

○議長 続きまして、申請番号2番の実態調査について、石田委員より報告をお願いいたします。

———（石田委員報告）———

○石田委員 議席番号10番石田でございます。議案第5号申請番号2番、■■■■さんの調査報告をいたします。先日、農地利用最適化推進委員の小出委員と、現地調査を実施いたしました。対象農地の、土地改良を行った水田については、耕作がされておりました。他の2筆については、耕作放棄地でございました。畑については一部遊休農地、他の畑については、他の方が、家庭菜園として利用されておりました。以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

それでは、議案第5号について、何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

議案第5号について、議案のとおり利用状況確認書を税務署へ提出することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第5号は、議案のとおり提出と決しました。

以上をもちまして、本日ご提案をいたしました議案につきまして、審議が終了いたしました。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

続きまして、事務局から報告事項をお願いいたします。

◎報告事項の説明

○事務局長 報告事項について、申し上げます。

それでは、議案の11ページ～12ページをお願いいたします。

農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてでございます。

駐車場用地としようとするもの2件、3筆、工場・事務所用地としようとするもの2件、3筆、共同住宅用地としようとするもの3件、5筆でございます。

続きまして、13ページをお願いいたします。

地目変更登記に係る法務局からの照会についてでございます。

宅地として地目変更申請のあったもの、1件、1筆、雑種地として地目変更申請のあったもの、1件、1筆、山林として地目変更申請のあったもの、1件、1筆でございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。

農地法施行規則第15条第2号に関する農地法制限除外の届出書についてでございます。

市道の改良工事に伴う仮説の資材置場用地、1件、1筆でございます。

次に、15ページをお願いいたします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出書についてでございます。

相続による届出、4件、52筆でございます。

次に、16ページをお願いいたします。

利用権の中途解約に係る通知書についてでございます。

他の耕作者と契約をするために解約したものの、2件、15筆でございます。

報告事項につきましては、以上でございます。

ありがとうございました。

以上をもちまして、令和元年度第8回農業委員会総会を閉会いたします。

=== 会 議 終 結 ===